

平成30年度第1回さぬき市人権擁護審議会 会議要旨（要約）

- 1 日 時 平成30年7月26日（木） 10:00～12:00
- 2 場 所 さぬき市辛立文化センター
- 3 出席者 【委員】 菊池 等 安藤 正倫 十川 隆 木村イツ子  
 安富 習学 筒井美佐子 宮本 強 檜原 正也  
 六車 敏弘  
 【事務局】 増田 尚吾 山田 謙二 大垣 理恵 田村 実  
 【オブザーバー】 大山 茂樹
- 欠席者 高崎 通 岡村 隆次 金子 幸夫
- 傍聴者 0 名
- 4 議 題 議題1 会長及び副会長の選任について  
 議題2 「さぬき市人権・同和問題意識調査」の実施について  
 議題3 今後の啓発活動について  
 議題4 その他
- 5 会議の内容は、次のとおりである。

発言者	意 見 概 要
(事務局)	平成30年度第1回さぬき市人権擁護審議会を開催します。 はじめにさぬき市長大山茂樹が御挨拶を申し上げます。
(市 長)	(市長あいさつ)
(事務局)	今回は、委員改選後初めての会議なので、大山市長から委嘱状の交付を行います。 (委嘱状交付)
(事務局)	本日の議題に入ります。審議会規則第5条第4項により、議長は会長が行うと定められておりますが、まだ選出がなされておられません。選出されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。 まず、「議題1 会長と副会長の選任について」です。会長と副会長は、さぬき市人権擁護審議会規則第4条の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。
(委 員)	事務局案をお願いします。
(事務局)	事務局案というお声がありましたが、よろしいでしょうか。それでは事務局案を発表します。会長を宮本強委員、副会長を岡村隆次委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか (拍手)
(会 長)	それでは宮本会長からひとこと御挨拶をお願いします。 (会長挨拶)
(事務局)	それでは、諮問書の交付を行いますので、当審議会を代表して宮本会長、お受け取りをお願いします。 (市長から諮問書の交付)
(事務局)	只今市長から諮問書がありましたので議事に移りたいと思います。これよりの進行は会長をお願いします。

(会 長)	本日の議題であります「さぬき市人権・同和問題意識調査」の実施について事務局から説明をお願いします。
(事務局)	(事務局説明)
(会 長)	事務局の説明に対してご意見がありましたらご発言、お願いします。
(委 員)	2,000人無作為、5地区400人ずつとありましたが、この中に年齢構成は含まれますか。
(事務局)	20代、30代というように分けます。男女比は同率です。
(委 員)	わかりました。
(事務局)	先程の説明に補足します。以前の調査票と比べ分かりやすさを向上するために解説文を追加しています。また「人権に関する本音を聞き出したい」という意図に基づいた構成にしています。これは従来無かった要素です。本音を聞き出すための質問、及びその理由の自由記述欄を追加しています。
(委 員)	以前の調査票の回収率が「全体の回収率が32%、男性が40%、女性は60%」のことですが、どういうことですか。
(事務局)	回答された調査票の内訳として、男性4割・女性6割だったということです。
(委 員)	調査結果がホームページに載るとのことですが、経年的な傾向の変化など分析されるのでしょうか。
(事務局)	各回質問内容を固定したい思惑もありますが、時代の変化に併せて質問内容は都度変えています。考察した結果は、公表していい範囲で公表していく予定です。
(委 員)	今回の調査結果ではなく、過去の推移から分析できることはありますか。
(事務局)	(過去の報告書を提示) 調査結果はこういう冊子にしています。
(委 員)	5年周期の調査で、その時点その時点の分析結果を纏めて終わりではなく、経年的な考察もしたらどうでしょうか。
(事務局)	検討します。
(市 長)	調査票のまえがき、またはあとがきに現状の総括のようなものは載せないのですか。ないのであればそれは可能ですか。
(事務局)	検討します。
(市 長)	こういった調査は、やったらそれで終わり、となりがちですが本来はやった時点が始まりになるべきです。調査結果を今後活かすべきです。
(事務局)	同感です。
(委 員)	5年周期であれば調査担当者も入れ替わり、調査の関心事も変わると思います。なぜ、どういう理由で、その当時の調査担当者はその人権問題に関心を持ち、調査内容がそうなったのか、という内容が記載されたほうが周期の長い調査として良いのではないのでしょうか。
(事務局)	本調査は「さぬき市の傾向と対策」のようなものであるべきだと考えています。統計をもとに今後の4年間の施策を決める基礎になるものです。方針を決める際には再度人権擁護審議会におけるお知恵を頂きたい所存です。
(委 員)	調査結果について人権擁護審議会で審議などはしないのですか。
(事務局)	まず調査結果を事務局で集計します。次に外部委託により分析を行います。その後その分析をもとに事務局で今後の課題を抽出します。最後にその課題を踏まえて今後の施策を決めるという流れになります。その施策を決める、総括する、という際には人権擁護委員会のお力添えを頂きたく、またその際は宜しく願いいたします。

	す。
(委員)	実施日はいつ頃を予定していますか。
(事務局)	9月頃に調査票を発送する予定です。
(委員)	地区の人口比率は無視して各地区一律400人の選定なのですね。
(事務局)	そうです。無作為抽出により選定します。
(委員)	地区毎の調査結果は出しますか。
(事務局)	出します。調査票冒頭にある居住地区に関するアンケート項により地区毎の回答比率等を出します。世代毎も同様です。
(市長)	数字で出すところまでではなく「〇〇地区ではこういう傾向、△△地区ではこういう傾向、という差がある」といった分析まではしないのですか。
(事務局)	冊子の中ではさぬき市全体の分析や考察をしていますが、地区毎ではしていません。地区毎の回答数・回答比率の数字は記載しています。
(委員)	地区毎の分析結果は、公表する公表しないは別として資料としては残したほうが良いと思います。
(委員)	毎回同じ人を経時的に分析するというのはいかがですか。
(事務局)	あくまでも統計を目的としております。モニター調査はしません。
(委員)	さぬき市は五町が合併してできた自治体であり、全て文化が違います。各地区の中にも自治会があり、班があり、それぞれ文化が違います。文化が違うもの同士の集まりなのに全体で2000人の調査をしても何も意味がありません。地域性を考慮し、分析できるような調査内容にしていきたいです。
(事務局)	地域性の考慮も必要とは心得ております。しかし今回は全体的なアンケートであり、市全体の傾向を捉えることを目的としたものになっております。オールマイティな仕様の調査ではございません。地位性を考慮する調査を実施するのであれば、本件とは別の方法・機会を考えていく必要があります。
(委員)	このアンケートは回答結果の予測ができてしまいます。予測できるアンケートは経費の無駄です。調査が終わったことに安堵し、次への展開準備をしなければ、延々と同じ調査を今後も繰り返すだけになってしまいます。もう少し知恵を使っていたきたいです。
(事務局)	常に一步踏み込んだ意識を持つことは大事です。そうでなければ5年後にまた同じ調査をするだけになってしまいます。この調査は旧五町別、世代別、性別での調査結果の分析はできます。予測だけでは人を納得させる説明は難しく、調査結果から得られた「〇〇町のこの年齢層にはこういう傾向がある」という個別具体的な傾向により新たな方策を考え始めるべきだと思います。今回の調査の結果を審議会に諮る予定にはしています。その場でまたご意見を賜りたく、よろしく願いいたします。
(委員)	最近ではコンビニなどでも外国人を見かけるようになり、数年前まで話題に上ることもなかったLGBTの課題も新たにアンケート内容に盛り込まれています。変化を取り入れていて良いと思います。さぬき市内でも外国人の多い地域・少ない地域があり、そういう地域性が現れるのもいいと思います。今回はさぬき市全体での統計なので地域性は見えにくくなると思いますが、新たな課題が見えてくるようになることを期待します。日本全国を見ても沖縄では基地問題、北海道では少数民族の問題、福島では原発の問題があります。さぬき市は小さな地域ではありますがさ

	ぬき市にもさぬき市なりの問題が見えてきて、それをもとに議論がなされることを期待します。
(委員)	アンケート本文中の「本邦外出身者」というのは法的な表現ですか。
(事務局)	法律の名称です。
(委員)	一般的に「本邦外出身者」が外国人を指すということを知っている人は少ないと思います。
(事務局)	その下に解説で「ヘイトスピーチ」など記載しています。テレビの報道などにより世間での認知度も高まっている言葉です。それでも知らないようであれば「知らない」の回答に該当すると思います。「知らない」への回答が多いようであれば啓蒙不足であると言え、活動に注力すべきポイントとして浮かび上がってきます。
(会長)	他にご意見ありますか。議題2に関し、承認することにご意見ありますか。 (意見なし)
	それでは議題2は承認とさせていただきます。ありがとうございました。 続きまして「議題3 今後の啓発活動について」です。事務局から説明をお願いいたします。
(事務局)	(事務局説明)
(会長)	資料には様々な啓発活動が並んでいますが、これだけでいいのか、更にもっと有効・有用な提案があるのではないかと、ご意見いかがでしょうか。
(委員)	じんけんフェスタが毎年開催されていて、ゲストも良く、とても参加したいと毎回思うのですが、毎回さぬき市の他のイベントと同一日に重なっています。志度、津田、寒川、など離れた場所でのイベント開催で同一日となると行きたくても行けません。イベントをコラボして合同開催できないのでしょうか。市民のみなさんは自分が欲しい情報があるならばそういうイベントに参加しますし、スマートフォンの普及などにより、配信情報の収集も上手にされています。もっと工夫すれば新たな人々の取込みも可能だと思います。ご検討ください。
(事務局)	おっしゃる通りです。検討します。趣旨が違えども内容が類似したイベントならば費用面等を考えても合同開催するメリットはあると思います。
(委員)	2点あります。先日高松で勉強会が開催されたことがありましたが、各自自家用車で高松に向かい、各自バラバラの駐車場に止めるという移動でした。旅費のことを考えても、勉強会の結束感という気持ちの面で考えても、こういう移動では貸切バスを使ったほうがいいのではないのでしょうか。2点目は辛立文化センターの運営の件です。私は辛立文化センターに関しては同和地区と周辺地域との交流施設だと捉えています。しかし運営内容を見てみると「各種交流事業：カラオケ教室、卓球、バレエ、手芸、高齢者行事」とあります。これはどういう意味で書かれているのでしょうか。
(事務局)	香川県下には辛立文化センターと同様の目的の施設は28あります。当初の辛立文化センターは同和地区の生活の改善などを目的としていました。しかし現在は様々な新しい人権問題が生まれています。同和問題だけでなく、人権問題を広く捉えて、人々が交流をし、ともに活動をする中でお互いに理解を深め合い、意識を向上しよう、としたいのです。よって、現在では活動内容を一言で言うと「福祉と人権の拠点施設」としています。
(委員)	それでは公民館と同じです。

(事務局)	辛立文化センターはさぬき市内の誰が来ても貸し出しますが、公民館ではありません。卓球・バレーは障害者の方が楽しまれています。カラオケ教室は脳機能障害の方が楽しまれています。
(委員)	ならば記載内容が悪いです。
(市長)	申し訳ございません。貸切バス移動については、参加者のモチベーション向上が得られる有用なご意見だと思います。教育委員会とともに検討させていただきます。
(委員)	平成30年度の市民啓発活動5項目は前年度・前々年度と同一内容ですか。
(事務局)	そうです。私も今年度からの担当者となりましたが、周囲の意見を聞いても従来どおり啓発活動では効果が弱いのでは、と感じています。このまま同じ活動を継続するだけではいけないとは理解してはいるものの、人権推進課内のアイデアだけでは新しいものが生まれてきにくい状況にあります。皆様のご意見をお諮りして今年度・次年度に可能なところから実施したいと思っています。
(委員)	今年度の活動は前年度の実績をもとに決めるべきです。例えばパネル展示だったら多くの市民に見てもらえた、あるいは全然見てもらえなかった、企業への啓発ビデオ貸出だったら効果が得られた、あるいはただ映像を流しただけだった、など実績を踏まえて今年度の活動内容を示していただきたいかったです。
(事務局)	おっしゃる通りです。
(会長)	こういう啓発活動というものは数字的には測りにくいものです。継続して繰り返し、繰り返しやるのが大事です。
(市長)	こういう啓発活動というものも難しいものです。啓発イベントをするときには本当に聞いてほしい人はイベントに来てくれません。目の前にいらっしゃるのは啓発をする必要のない、意識の高い人たちばかりになってしまいます。啓発というのは最終的に個々の気持ちの問題に依るものになります。どこの団体でも、飴でも鞭でもない原動力を探すことに苦労しています。事務局へのお力添えをよろしくお願いいたします。
(委員)	委員の皆さんの団体の総会などに人権推進課職員が出張し、パンフレットを配る、5分程度でも一言話す、などということはどうでしょうか。
(委員)	私はさぬき市人権同和教育研究大会案内を所属する団体の会長会の際、お声かけしようと思っていました。ところで学校教育課の担当者が本日この場に来ないのですね。案内状の発送などは頻繁にされているので本日も同席されるものだと思っていました。
(事務局)	おっしゃる通りです。啓発の場へ再三足を運んでくださる方への啓発ではなく、なかなか来てくれないような方に来てもらえるような取り組みをしないことには前進できません。
(委員)	相談窓口の対応状況、その窓口があることを広めるための広報活動など、個別問題に対する取組を教えてください。
(事務局)	現在毎月一回それぞれの地域で人権相談をしています。辛立文化センターでも対応しています。ただ、残念ながら市民の皆さんにとっては人権擁護委員という人が存在するという事の認知度もまだまだ低いのが実情です。
(委員)	セクハラ、パワハラ、ストーカーという分野も人権問題に含まれるのであれば警察などとの連携も大事になってくると言えます。そういう外部機関との連携も活動内容にあるのでしょうか。

(事務局)	人権問題になるか、治安の問題になるか、等の判断次第では外部機関へその案件を引き継いでいただくことになると思います。場合によっては生活環境課の案件になることもあろうかと思えます。しかし悩んでいる方が最初に相談すべき窓口はどここの機関でもいいと思います。さぬき市としても最適な部署へ案件を引き継ぎし、迅速に対応したいと思います。
(委員)	「困ったら市役所の人権推進課に行こう、場合によっては警察にも展開してくれる窓口だ」という窓口一元化された組織形態も検討していただきたいです。
(委員)	よく女性用トイレなどにセクハラ・DV相談窓口などのステッカーが貼付されていたりします。人権問題にも取り入れてはいかがでしょうか。
(委員)	私たち保護司は様々な場で研修を受けさせていただいています。これは職務規律で定められたものであり、また、これは非常に大事なことだと捉えています。法律の変更点など熟知した保護司が存在することにより対象者が損をせずに済みます。私は同じ人ばかりが啓発の場に現れることは大事なことであり、その人が広く伝えまわることが大事だと思います。
(会長)	他に啓発についてご意見ありませんか。以上で議題3を終わります。 「議題4 その他」について事務局からお願いいたします。
(事務局)	夏のつどいが9月1日に開催されます。事前に会をもって進めていきたいと思えますので、その際はまたご協力の程よろしくお願いいたします。
(会長)	これで全ての議題について討議が終わりました。本日の様々なご意見を事務局で整理して次回までに報告できるようにしていただきます。本日はありがとうございました。
(事務局)	以上で第一回人権擁護審議会を終了します。ありがとうございました。
閉会	